

<目次>

- 通常総会ならびに記念レセプション日程のご案内 ○2009年度事務局体制のご紹介
- 第8回消費者志向経営セミナー報告
- ソフトバンクモバイル CD-ROM トラブルの件 意見交換終了のお知らせ

**第5回通常総会ならびに記念レセプション日程のご案内**

消費者機構日本では下記の日時ならびに会場で、第5回通常総会を開催し、総会終了後には記念レセプションを開催します。

総会は、正会員の皆様の参加とあわせて、協力会員ならびに賛助会員の皆様の傍聴も歓迎です。また、レセプションでは国会議員・関係行政機関・友誼団体の方々など、日頃から消費者機構日本の活動をご支援いただいている皆様と、消費者機構日本の会員の皆様との交流の機会とさせていただきたいと考えております。

詳細につきましては、別途ご案内を差仕上げ、その際に参加集約をさせていただきますが、とりいそぎ、日程と会場等につきましてご案内申し上げます。よろしくご予定くださいますようお願い申し上げます。

<第5回通常総会>

1. 日時 2009年5月26日(火) 16時00分～17時30分
2. 会場 主婦会館プラザエフ 8階 スイセン

<総会記念レセプション>

1. 日時 2009年5月26日(火) 18時00分～19時30分
2. 会場 主婦会館プラザエフ 7階 カトレア
3. 会費 お一人3,000円を予定

**2009年度事務局体制のご紹介**

3年間勤務していただいた口石謙吾さんが2009年3月末日をもって、5年間勤務していただいた丸山敏行さんが2009年4月15日をもって、それぞれ退職となります。

後任として、町田正さんが4月1日より、高田昌明さんが4月9日より勤務します。お二人とも定年退職の後、消費者問題に関与したいとのお気持ちから、消費者機構日本で勤務いただくことになりました。事務局体制は6名のまま変更ございません。分担は下記のとおりです。今年度もどうかよろしくお願い致します。

氏名	分担
磯辺浩一	事務局長
町田 正	第1ワーキング、事業者セミナー等
川村恵彦	広報政策委員会、財政担当

氏名	分担
吉備幸絵	第2・第3ワーキング等
高田昌明	第4ワーキング等
親屋章子	庶務・経理担当

消費者機構日本主催 第8回消費者志向経営セミナー 報告  
特定商取引法・割賦販売法の改正と  
消費者団体訴訟制度の新展開

消費者機構日本主催の第8回消費者志向経営セミナーを、2009年3月19日（木）午後1時15分から東京都渋谷区のTKP代々木ビジネスセンター2号館.において開催しました。セミナーは「特定商取引法・割賦販売法の改正と消費者団体訴訟制度の新展開」をテーマに、一般企業57社、賛助会員企業1社、個人会員2名を含めて、61名の参加をいただきました。

### 【当日のプログラム】

開会挨拶 消費者機構日本理事長 品川尚志

講演（1）「特定商取引法改正概要と政省令の検討状況」

講師 経済産業省 消費経済政策課 課長補佐 渡辺 真幸 氏

講演（2）「割賦販売法改正概要と政省令の検討状況」

講師 経済産業省 取引信用課 課長補佐 乃田 昌幸 氏

講演（3）「消費者団体訴訟制度の新展開と消費者機構日本の活動事例」

講師 消費者機構日本 常任理事・弁護士 佐々木 幸孝 氏

### 【当日の講演の概要】

#### 講演（1）「特定商取引法改正概要と政省令の検討状況」

経済産業省消費経済政策課渡辺真幸課長補佐より、以下の講演をいただきました。

特定商取引法（以下特商法と略）の施行準備は、現在政令を固めている段階。2009年12月17日までに施行の為、省令（施行規則）の具体的な検討に入る。但し、電子メール広告への規制（オプトイン規制）は、2008年12月1日から施行されている。

特商法の概要について解説の後、今回の改正のポイントとして、以下の点が説明された。



- (1) 訪問販売・電話勧誘販売・通信販売について規制の抜け穴を解消するため、指定商品・指定役務制を撤廃した。これにより、別法で消費者被害の是正等ができるものを除き、原則全ての商品・役務を扱う取引が規制対象となる。全面適用除外となるのは、「他の法律の規定によって」特商法における違反類型に対して、業務改善命令や指示命令等の是正措置が発動可能であるもの。具体的には、金融取引に関するもの、通信・放送に関するもの、運輸に関するもの、法律に基づく国家資格を得て行う業務に関するもの等である。部分適用除外となるのは、クーリング・オフ規定がなじまないもの（事

業者にとって過度の負担となるもの)である。

(2) 訪問販売について再勧誘の禁止と過量販売の契約解除を定めた。

(3) 通信販売について返品の可否・条件を広告に表示していない場合、8日間返品可能にした。

以上の点について、具体例を交えて説明いただきました。

## 講演(2)「割賦販売法改正概要と政省令の検討状況」

経済産業省取引信用課乃田昌幸課長補佐より、以下の講演をいただきました。

現行割賦販売法の概要の説明の後、改正法の概要について以下の点が解説された。

(1) 規制の抜け穴の解消：指定商品制・指定役務制の撤廃、その上でクーリング・オフ制度になじまない商品・役務は、クーリングオフの対象から除外(特商法のクーリング・オフ制度の除外対象と同じ)。割賦定義の見直しを行い「2ヶ月以上後の1回払い」と「2回払い」も規制の対象とした。

(2) クレジット規制の強化として、個別クレジット業者に対する登録制・行政監督規定を導入、個別クレジット業者に対する行為規制として加盟店の勧誘行為に対する調査を義務付けた。また個別クレジット業者に対する書面交付義務を強化した。さらに、個別クレジットのクーリングオフ制度を導入し、与信契約をクーリング・オフすれば、販売契約も同時にクーリング・オフされることになった。この他、過量販売や虚偽説明による販売に対する個別クレジット契約は1年以内であれば解除可能とし、既払い金の返還を認める。クレジット業者に対し過剰与信防止義務を定めた。

(3) インターネット取引等の規制強化として、クレジットカード情報の保護を規定した。

(4) その他、自主規制団体を認定することとした。

以上の改正のポイントについて、具体例を交えて説明されました。

## 講演(3)「消費者団体訴訟制度の新展開と消費者機構日本の活動事例」

消費者機構日本常任理事佐々木幸孝弁護士より、以下の講演が行われました。

消費者団体訴訟制度の新たな展開について

は、景表法に違反する不当な表示、特商法に反する一定の勧誘行為や契約条項についても、差止請求等の訴訟を提起できるようになる。具体的には、景表法に定められた「優良誤認表示」と「有利誤認表示」、ならびに特商法で規定されている「不実告知、故意の不告知、威迫困惑」「不当な契約条項」「虚偽・誇大広告」が差止の対象となる。



また、消費者機構日本では、41件の申入れ等を行い21件が是正されていることが報告され、具体的な是正事例として、建築請負契約における契約解除の場合の違約金条項の是正と、中古自動車販売契約における事業者の瑕疵担保責任を減免する規定の是正について詳しく紹介された。

ソフトバンクモバイル  
CD-ROM トラブルの件

## 意見交換終了のお知らせ



2008年8月、消費者機構日本はソフトバンクモバイルに対して、消費者が携帯電話購入時に同梱されているCD-ROMをパソコンにセットして誤認利用した場合に発生したパケット料金について、その請求権の放棄や受領済み代金の返金等を求める要望書を提出しました。

※詳細は当機構ホームページ「注意！ソフトバンクモバイルが携帯電話に同梱しているCD-ROMをパソコンで操作中に発生した高額パケット料金トラブルについて（2008.8.14）」をご覧ください。

[http://www.coi.gr.jp/topics/topic\\_080814\\_01.html](http://www.coi.gr.jp/topics/topic_080814_01.html)

その後、当機構はソフトバンクモバイルとの間で、当機構が問題指摘したトラブル事例と同様のケースで発生したパケット料金については、その請求権を放棄することなどを求めて交渉を重ねました。しかし、ソフトバンクモバイルからは「システム上特定できないので放棄等できない」との回答を得るにどまりました。

当機構は、消費者がCD-ROMを誤認利用して発生したパケット料金については、ソフトバンクモバイルはパケット料金の請求権を放棄等すべきとの見解に依然変わりありません。なぜならば、そもそも、ソフトバンクモバイルのCD-ROMの構成が、消費者が誤認利用してしまうような内容に作られているからです。しかし、ソフトバンクモバイルの回答からは、今後やりとりが進展する見込みがうかがえないことから意見交換を終了することとしました。

意見交換の終了に際して当機構はソフトバンクモバイルに対し、再度、消費者がCD-ROMを誤認利用した場合のパケット料金の請求権は放棄等すべきである旨を表明しました。また、本トラブルの原因となったCD-ROMの構成の見直しを改めて強く要望するとともに、携帯電話をモデム利用した場合の通信料が10分間で約7万円（通信速度0.6Mbps、1パケット0.2円で計算）と高額になることから、料金体系の見直しなども要望しました。

上記内容を含む当機構の見解を述べた書面（「2009年1月28日ご連絡」）はホームページに掲載していますので、ご覧ください。

※<ソフトバンクモバイル CD-ROMトラブルの件>消費者の誤認利用に基づくパケット料金の請求権は放棄等すべきです！！（2009.3.19） [http://www.coi.gr.jp/topics/topic\\_090310\\_01.html](http://www.coi.gr.jp/topics/topic_090310_01.html)

尚、昨年8月に本件を当機構のホームページに掲載して以降、ソフトバンクモバイルとの高額パケット料金に関する情報が15件ほど消費者の方から寄せられています。それらのなかには、ソフトバンクモバイルがパケット料金の請求を免除した事例、パケット料金の請求金額を半額に減額した事例等が報告されています。